

議案第 49 号

橋本市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市準用河川の流水占有料等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市準用河川の流水占有料等に関する条例(平成18年橋本市条例第208号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分
は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(流水占有料等の額) 第3条 略 2 略 3 市長は、当該許可の期間における流水占有料等の総額その他の状況を勘案して、<u>河川管理上支障がなく、かつ、流水占有料等の徴収を受ける者に過重な負担を課するものでないと認められる場合は、前項の規定にかかわらず、当該期間分の流水占有料等を一括して徴収することができる。ただし、当該徴収を受ける者が前項の規定による納付を希望する場合は、この限りでない。</u> (流水占有料等の返還) 第4条 市長は、許可を受けた者の申請に基づき、<u>流水の占有等をするこ</u> <u>とができる期間その他流水占有料等の額の算出の基礎となった事項に変</u> <u>更があつたときは、その額を変更するものとし、既に納めた流水占有料</u> <u>等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占有料等</u> <u>を返還するものとする。</u> 第5条・第6条 略</p>	<p>(流水占有料等の額) 第3条 略 2 略 第4条・第5条 略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。